

◆事業名：面会交流支援事業

◆千葉県（健康福祉部児童家庭課）

◆キーワード：『地道な活動』

◆事業ポイント

○千葉県母子家庭等就業・自立支援センター事業において千葉県母子寡婦福祉連合会に委託

○付添型の支援が中心

○主要市町村の広報等を活用した周知活動

### ◆事業の概要

項目	内容
①開始時期	平成 25 年 7 月 1 日
②実施体制	委託先（千葉県母子寡婦福祉連合会）
③スタッフ	母子家庭等就業・自立支援センター4人 面会交流支援員 8 人
④事業内容	面会交流
⑤事業実績（H25 年度）	相談件数：16 件（延件数）、面会交流延件数：0 件
⑥事業費（H25 年度）	76,541 円、H26 年度予算は 150 万円

### ◆事業経緯

平成 25 年 7 月 1 日より実施した。同事業は、千葉県母子家庭等就業・自立支援センター事業として実施している。

### ◆支援対象者

- ・子どもが 14 歳以下であること
- ・同居親と子どもが千葉県内在住であること
- ・同居親、別居親とも児童扶養手当を受けているか受けている者と同様の所得水準であること
- ・離婚時等に父母間で面会交流の取り決めを行っており、また、本事業の支援を受けることに同意していること
- ・過去に本事業の対象となっていない者

### ◆事業の流れ

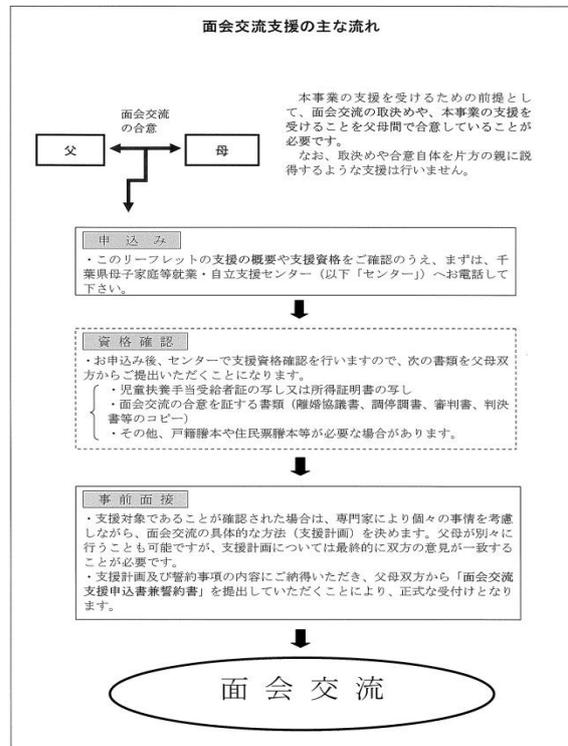
事業の流れは、次頁の通りである。

面会交流の取り決めや、本事業の支援を受けることを父母間で合意していることが前提。まずは、申し込みの電話を「千葉県母子家庭等就業・自立支援センター」にする。

センターでは、支援資格の確認を行い、資格が

確認されると事前面接を行って、最終的に「面会交流支援申込兼誓約書」を提出、支援が始まる。

### [事業の流れ]



出典：千葉県

## ◆事業の内容

面会交流の相談援助対応や家事調停・家事裁判に関する業務又はこれと同等の業務に従事した経験を有する者を面会交流支援員として設置し、別居親又は同居親からの申請に応じ、面会交流支援に係る事前相談、支援内容の決定、面会交流援助等の支援を行うことにより面会交流の円滑な実施を図り、子どもの健やかな成長を図るため等の支援を行っている。

## ◆事業実績

### [相談件数]

- ・平成 25 年度の相談件数は 14 件である。
- ・平成 26 年度は 27 年 1 月時点で 15 件程度の相談件数である。

### [支援件数]

- ・平成 26 年度は 27 年 1 月時点で 1 件である。

## ◆今後の課題

平成 26 年度の支援件数が平成 27 年 1 月現在で実績が 1 件であり、当該事業が県民にまだ十分周知しきれていないと考えている。

今後も引き続き県のホームページへの掲載、リーフレットの作成、主要市町村の広報紙へ事業の概要を掲載してもらう等の広報活動を行うとともに、関係各市町村や団体と連携をより密に図り、県内の母子・父子自立支援員の研修等で当該事業を説明するなど県民に周知していきたいと考えている。

## ◆今後の目標

最近では、調停の条件として面会交流が入るケースが増えていることから、相談数は年々増えていくものと考えている。

周知等の活動を充実させることで相談数を増やし、その後の援助件数を増やしたいと考えている。

◆**申込書**

**面会交流支援事業申込み書**

平成 年 月 日

千葉県母子家庭等就業・自立支援センター 御中  
(一般財団法人 千葉県母子寡婦福祉連合会)

住所 〒 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_ 印

千葉県母子家庭等就業・自立支援センター事業として実施する、面会交流支援事業を下記のとおり申し込みます。  
なお、相手方の親及び面会交流対象の子どもも含めた当事者が、本事業の支援対象者でない場合、支援内容や遵守事項に同意できない場合は、申込みを辞退することを了承します。

相手方親	氏名	_____ (〒 _____)	
	住所	_____ ( _____ )	
	電話番号	_____ ( _____ )	
面会する子ども	氏名	_____ ( _____ )	男・女
	生年月日	(平成 年 月 日)	歳
	氏名	_____ ( _____ )	男・女
	生年月日	(平成 年 月 日)	歳
	氏名	_____ ( _____ )	男・女
	生年月日	(平成 年 月 日)	歳

出典：千葉県

◆**申請書兼誓約書**

**面会交流支援事業申請書兼誓約書**

平成 年 月 日

千葉県母子家庭等就業・自立支援センター 御中  
(一般財団法人 千葉県母子寡婦福祉連合会)

住所 〒 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_ 印

案内書及び準備面接等により、千葉県母子家庭等就業・自立支援センター及び公益社団法人家庭問題情報センター千葉ファミリー相談室（以下「センター等」という）が、千葉県母子家庭等就業・自立支援センター事業として実施する下記の援助内容等を了解し、誓約事項を遵守することを誓約した上で、面会交流支援を申し込みます。

記

- 面会交流実施に係る援助内容等  
別紙「面会交流支援計画書」における項目5（面会する未成年者）から項目7（援助条件）までのとおり。
- 面会交流における費用助成  
準備面接及び第1回目の面会交流日から1年を超えない日までに実施した面会交流に係る費用の助成。（申請に係る経費、交通費等の諸経費は除く。）

**誓約事項**

- 子どもの監護状況を尊重し、これを一方的に変更することはいたしません。
- センター等の支援に誠実に対応し、この面会交流において生ずる問題について、センター等について責任を求めめることは致しません。
- 調停・訴訟等のために面会交流の実施に関する報告を、センター等に求めることはいたしません。
- 面会交流場面に、父母の紛争を持ち込みません。
- 面会交流に関する要望は、必ず面会交流支援員を通します。
- 面会交流中は面会交流支援員の指示に従います。
- 子どもの心身の安全に最大限の配慮をします。
- 「案内書」のルールを遵守します。
- 本誓約事項を遵守しなかった場合は、センター等が即刻、援助を中止することに予め同意します。

※ 面会交流支援計画書を添付すること

出典：千葉県

◆**対象者決定書**

**面会交流支援事業対象者決定書**

平成 年 月 日

様

千葉県母子家庭等就業・自立支援センター

あなたは、千葉県母子家庭等就業・自立支援センター事業の面会交流支援事業の対象者として決定したので通知します。

今後は、支援計画にのっとり、誓約事項を守りながら、面会交流を行うようお願いします。

出典：千葉県

◆パンフレット (A3 二つ折り)

平成25年度 千葉県母子家庭等就業・自立支援センター事業

# 離れて暮らす親子のための 面会交流支援事業のお知らせ

◆夫婦は離婚しても、子どもにとっては、  
永遠に、お父さん、お母さんです。◆

離婚して離れて暮らしても、別居親と子どもが継続的に交流を保つことは子どもの健やかな成長にとって有意義です。また、別居親が養育費を支払う意欲にもつながります。



しかし、心理的葛藤などから父母間のみで面会交流を行うことが困難な方も大勢います。そこで本事業では、所得条件等に該当する方を対象に、家庭裁判所の調停委員経験者等による付添いや受渡し援助等とその費用の助成を行うものです。

## 面会交流支援の主な流れ



本事業の支援を受けるための前提として、面会交流の取決めや、本事業の支援を受けることを父母間で合意している必要があります。  
なお、取決めや合意自体を片方の親に説得するような支援は行いません。

**申込み**  
このリーフレットの支援の概要や支援資格をご確認のうえ、まずは、千葉県母子家庭等就業・自立支援センター（以下「センター」）へお電話して下さい。

**資格確認**  
お申込み後、センターで支援資格確認を行いますので、次の書類を父母双方からご提出いただくことになります。  
・児童扶養手当受給者証の写し又は所得証明書の写し  
・面会交流の合意を証する書類（離婚協議書、調停調書、審判書、判決書等のコピー）  
・その他、戸籍謄本や住民票謄本等が必要な場合があります。

**事前面接**  
・支援対象であることが確認された場合は、専門家により個々の事情を考慮しながら、面会交流の具体的な方法（支援計画）を決めます。父母が別々に行うことも可能ですが、支援計画については最終的に双方の意見が一致することが必要です。  
・支援計画及び誓約事項内容にご納得いただき、父母双方から「面会交流支援申込書兼誓約書」を提出していただくことにより、正式な受付となります。

面会交流

### － 支援概要 －

援助種別	<b>付添型</b> 別居親に子どもを会わせることに同居親が強い不安を抱えている場合、面会交流の場に援助者（面会交流支援員）が付き添います。
	<b>受渡型</b> 父母が顔を合わせられない場合に子どもの受渡しを援助します。面会交流中に援助者は付き添いませんが、緊急連絡には対応します。
実施場所	千葉市中央区にある、家庭問題情報センター千葉ファミリー相談室か、相談室外であればその近辺が基本となります。
実施頻度	月1回まで（ただし、準備面接は月2回まで）
支援期間	最長1年間（期間経過後、自費で支援を受けることは可能ですが、父母が自主的に面会交流を継続していくことを目標とします。）
その他	実施場所までの交通費や、屋外の施設で実施する場合の入園・入館料等は、子どもの分も含めて助成対象外です。

### － 支援対象者 －

- 子どもが14歳以下であること
  - 同居親と子どもが千葉県内在住であること
  - 同居親・別居親とも児童扶養手当を受けているか、受けている者と同様の所得水準であること
  - 離婚時等に父母間で面会交流の取り決めを行っており、また、本事業の支援を受けることも合意していること
  - 過去に本事業の対象となっていない者
- ※詳しくはお問い合わせください。

平成24年4月施行の民法改正により、協議離婚で定めるべき「子の監護について必要な事項」として、「養育費の支払」とともに「親子の面会交流」が明示されました。

#### <問合せ先>

一般財団法人 千葉県母子寡婦福祉連合会  
（千葉県母子家庭等就業・自立支援センター事業受託者）  
電話 043-222-5818 又は 043-225-9177  
（月～金） 9：30～16：30

住所 〒260-0856  
千葉市中央区玄鼻2-10-9

#### <実施者>

千葉県健康福祉部児童家庭課母子福祉班  
電話 043-223-2320

※本事業は、千葉県が、千葉県母子家庭等就業・自立支援センター事業の一環として、一般財団法人千葉県母子寡婦福祉連合会及び公益社団法人家庭問題情報センター千葉ファミリー相談室へ委託して実施するものです。

出典：千葉県